

Title	支那國會史抄
Sub Title	
Author	及川, 恒忠(Oikawa, Tsunetada)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.3 (1932. 10) ,p.33(361)- 81(409)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19321000-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那國會史抄

及川恒忠

目録

I 序 書——國會の變遷大別

II 資政院時代

資政院開設の上諭——憲政九ヶ年準備の上諭——資政院設立章程——同院の性質並に開院式——國會速開請願案の可決——國會開設期限短縮の上諭——立憲準備事項の順序變更——纂擬憲法大臣並に編纂委員の任命——軍機大臣彈劾上奏——皇帝の資政院戒飭——上諭に反し再彈劾を可決——皇室の無力暴露——内閣新官制の制定——皇族内閣の出現——資政院の權限縮小さる——革命勃發と袁世凱の起用——第二回資政院の開院——對時局建築案可決——英國立憲制採用の提議——總理大臣公選と袁世凱の當選——國會速開並に議員選舉法の即定即決を議決——資政院の越權行爲に對する各方面の非難——國民會議請願案の審議——京畿軍隊の資政院威迫とその自滅

III 各省代表會議

武昌軍政府の成立——各省代表の上海會議——代表團武昌に向ふ——黎元洪・各省に全權派遣を通電——漢口の各省代表會議開會——臨時政府大綱出來——參議院に關する條項——代表團の南京齊集——孫文大總統に當選——臨時政府大綱の修正——黎元洪副

支那國會史抄（及川）

IV 總統に當選——正式臨時政府の成立——各省代表會の消滅

參議院(臨時參議院)

臨時參議院の成立——大總統孫文の辭職と袁世凱の當選——國都問題の臨機應變處置——臨時約法の公布——參議院及び國會召集並に憲法制定に關する條項——唐内閣同意案の通過——參議院の北京移轉——内閣の更迭——參議院に優勢を占むる國民黨——最初の政黨内閣出現——參議院の解散

V 第一次正式國會

中華民國國會組織法——參衆兩院各議員選舉法——國會と憲法制定權の關係——國會籌備局の設立——總選舉と國民黨の絕對多數——宋教仁暗殺さる——第一次國會開院式——參衆兩院各議長選舉——國民黨の反袁氣勢——袁の對國會策——李烈鈞の免職——第二革命の失敗と國民黨の勢力失墜——國民黨の分裂——袁と民公黨の組織——袁・國會に大總統選舉法の先決を迫る——憲法決定の運びに至る——袁・國會破壊の舉に出づ——國會の議事停止

VI 中央政治會議

政治會議の構成分子・資格並にその性質——政治會議の開會——舊國會廢止令公布——約法會議組織條例の可決

VII 約法會議

約法會議組織條例の要點——民主政治の逆轉——約法增修案の審査可決と立法機關に關する條項——新約法に於ける立法部の地位——參政院の立法職權代行——參政院組織法の議定——其後の約法會議

VIII 立法院の職權を代行せる參政院

參政院組織法の要點——諮詢機關の立法職權代行——第一回開院——議決案件一覽——大總統選舉法建議案の要旨——反袁派の非難——袁の帝制運動——國體變更請願案の審査——國民會議開期繰上げ建議——國民代表大會組織法の可決——國民代表大會の結果報告——袁の帝位承諾——帝制延期——立法院の急速召集——帝制の撤銷——袁の死去——黎副總統の大總統繼任——新代行總統と南方派との交渉及びその結果

IX 第一次恢復舊國會

舊國會恢復と法理的論議——南北妥協成る——舊國會の開院——憲法會議の繼續と副總統選舉問題——對獨斷文問題と參衆兩院の經過——對獨宣戰案の討議——督軍團の議會壓迫——張勳の調停條件——國會の自滅及び國會解散令——馮副總統の大總統職權執行——對獨宣戰の宣布

X 廣東國會

議員の南下と廣東臨時政府の成立——非法的議員補充

XI 新參議院〔過渡的の臨時參議院〕

參議院の議員選出方法——その開院式——國會組織法及び參衆兩院各議員選舉法の改正法案審議——舊法との相違點——修正國會組織法の要點——參議院の開會

XII 修正國會〔新國會〕

修正國會召集令とその成立——參衆兩院各議長の選舉——大總統選舉問題——馮代理總統の滿期辭職——徐世昌・大總統に當選——上海和平會議と國會問題——徐總統の辭意——頒發せる内閣の更迭——段派の没落——吳佩孚の國民大會主張——舊國會組織法に據る總選舉令の公布——修正國會の終焉

XIII 第二次恢復舊國會

奉天派の關外退出——吳佩孚徐總統に退位を迫る——黎總統の復活と出馬條件——舊國會の第二次恢復——日支條約無効宣布案を可決——旅順大連回收建議案通過——直隸派の内訌——黎總統の退京——南下議員の續出と直隸派の議員買収——曹錕・大總統に當選——憲法草案の三讀會通過——新大總統就任式並に中華民國憲法の發布——憲法と國會——段執政府の出現——張作霖の軍政府組織——國民政府の北方併呑——國民政府以後の支那には國會に相當する機關なし

I 序 言〔國會變遷の大別〕

清末に於ける康有爲・梁啓超の變法自疆策、張之洞・劉坤一の改革上奏、孫文の民主革命、或は戊戌政變乃至團匪事變、又は憲政考察大臣の海外派遣など紛々として捲き起つた革命前夜の事象に就ては茲には述べぬ。本篇では専ら國會の變遷を述べ以て支那憲政史の一斑を窺知するの用に資したい。

支那に於て國會の先行をなせるものは清末宣統二年(一九一〇年)に於ける資政院の開設である。この時から民・十五年の第二次國民黨全國代表大會の開催に至る約十六年間の國會變遷の跡を索むれば大體次の諸時代に區別される。

資政院時代——宣統二年九月以降清朝の覆滅まで

各省代表が參議院の職權を代行した時代——武昌起義以降

民國臨時參議院並に參議院時代——民・元年一月二十八日乃至二年四月六日

第一次國會(舊國)時代——二年四月八日乃至同年十一月四日

約法會議時代——三年三月十八日以降

參政院代行立法院職權時代——三年六月二十九日乃至五年六月二十九日

舊國會第一次復活時代——五年八月一日乃至六年六月十二日

參議院(新臨時參議院)時代——六年九月二十九日乃至七年八月十二日

第二次國會(新國會)時代——七年八月十二日乃至九年十月三十日

舊國會第二次復活時代——十一年八月一日乃至十三年十一月二日

國民黨全國代表大會——第一次十三年一月、第二次十五年一月、第三次十八年三月、第四次(南京)二十一年十一月

因に資政院時代は清末に、各省代表會議時代以降第一次國會時代は革命の初期に、約法會議並に參政院兩時代は袁世凱の專制期に、舊國會第一次復活時代以降第二次國會時代は段內閣の專横期に、舊國會第二次復活時代は直隸派の獨占期に、國民黨全國代表大會以降は國民黨の獨裁期に屬してゐる。

II 資政院時代

絶對多數の漢民族を被治者とする滿清王朝の末路は立憲君主制の實施に俟つ以外最早や存續の可能を發見されぬ情勢にあつた。されば清朝最後の努力は多年の專制政治を棄て、立憲政治を現實化することに拂はれた。即ち光緒三十一年の憲政考察大臣の海外派遣を始め、翌三十二年に豫備立憲の上諭、翌々三十三年に資政院設立の上諭發布され、次いで三十四年には各省代表の國會開設請願團の運動に鑑みて

『本年より九ケ年内に一切の準備を完成し時期に至らば欽定憲法を發布し並に議員召集の詔を下す』旨の所謂る憲法九ケ年準備の上諭が發せられた。

嗣いで宣統元年七月八日、前記九ケ年間憲政準備の上諭に基いて『資政院』開設に關する全章程(内第一は既に發表され改訂されてゐた)が發表された。全文十章六十五條附錄二條より成り、總綱、議員、職掌、資政院と行政衙門との關係、資政院と各省諮議局との關係、資政院と人民との關係、會議、紀律、秘書廳官制、經費など以上各項目が規定された。試みに重要項目を擧ぐれば凡そ次の如きものである。

資政院は勅令に依り決を公論に取り豫め上下議院の基礎を立つるを以て宗旨となす(第一條)。資政院總裁二人全院事務を總理す王公大臣にして勳功顯著治體に通達せる者を以て特旨に由り親任す(第二條)。資政院副總裁二人全院事務を補佐す三品以上の大官にして才望學識顯著なる者を以て特旨に由り親任す(第三條)。資政院議員は勅選及び互選に由る(第四條)。資政院會議は常年會及び臨時會の二とす常年會は毎年一回開會開會期三箇月とす臨時會は定期なく開會期一箇月とす(第六條)。資政院の開會閉會は勅旨に由り之を官報に掲載す(第七條)。議員は左列人員の内年齢三十歳以上の者を以て選充す一、宗室王公世爵一、滿漢世爵一、外藩王公世爵一、宗室覺羅一、各部院衙門四品以下七品以上の官員但し審判官檢察官巡警官は例外とす一、碩學通儒一、多額納稅者一、各省諮議局議員(第九條)。議員定數は一、宗室王公世爵十六人一、滿漢世爵十二人一、外藩王公世爵十四人一、宗室覺羅六人一、各部院衙門官員三十二人一、碩學通儒十人一、多額納稅者十人一、各省諮議局議員一百人(第十條)。議員の中宗室王公世爵以下多額納稅者は勅選、各省諮議局議員は互選に由る互選の後當該省總督巡撫選定の上資政院に送る(第十一條)。議員勅選互選に關する細則は別に規定せる選舉章程に據る(第十二條)。議員の任期は三年(第十三條)。資政院決議事項次の如し一、國家歲出入豫算二、國家歲出入決算三、租稅及び公債四、法典の制定及び修正但し憲法は例外とす五、其他特旨に由り會議に附せられたる事項(第十四條)。資政院の決議に就

て軍機大臣或は各部行政大臣が以て然からずとなすものあらば事由を具して資政院の再審議に附することを得(第十七條)。軍機大臣或は各部行政大臣より再審議に附せられたる議案に就て資政院尙前決議を固執する時は資政院總裁副總裁及び軍機大臣或は各部行政大臣より各自意見を陳奏して勅裁を仰ぐ(第十八條)。各省諮議局と總督巡撫との間に異議を生じたる場合或は甲省諮議局と乙省諮議局との間に争議を生じたる場合には凡て資政院の審議に附し決議の上總裁副總裁より裁可を仰ぐ但し或る一省に關する議事に就て當該省選出の議員は其議事に與かるを得ず(第二十三條)。各省人民全國の利害に關係せる事件に就て請願せんとする時は事由書を具し並びに同郷議員の保證を得て資政院に提出することを得(第二十五條)。左の場合に於ては勅旨に由り資政院の停會を命ずるを得一、議事其權限を踰越せる時二、法律違反の決議をなせる時三、議事に關し行政衙門と意見一致せず尙ほ協議を要する時四、議員議場に在りて狂暴の舉動あり議長之を整理する能はざる時、但し停會の期間は十五日以内とす(第五十二條)。左の場合に於ては勅旨に依り資政院の解散を命ずるを得此場合に在りては五箇月以内に於て總選舉を行ひ召集開會すべし一、朝廷を輕蔑せる決議をなせる時二、國家の治安を妨害すべき決議をなせる時三、停會の命に従はず或は屢々停會するも改悛せざる時四、多數の議員召集に應ぜず屢々督促するも出席せざる時(第五十三條)。

尙ほ互選議員たる各省諮議局の選出する議員の定數は百名でその分配を記せば(第一條)、奉天三人、吉林二人、黑龍江二人、順天府及び直隸九人、江蘇七人、安徽五人、江西六人、浙江七人、福建四人、湖北五人、湖南五人、山東六人、河南五人、山西五人、陝西四人、甘肅三人、新疆二人、四川六人、廣東五人、廣西三人、雲南四人、貴州二人である(勅選議員に就ては選舉(細則が發布されてゐる))。

資政院なるものは其章程第一條に「資政院ハ勅令ニ依リ決ヲ公論ニ取り、豫メ上下議院ノ基礎ヲ立ツルヲ以テ宗旨トナス」とあるに觀て明かなる如く、正式國會開設までの過渡的の立法機關であるが、然

もそれは君主の爲のみに存する機關であつた。故に其議員の一半が形式上、民選（各省諮議局の覆選）に據ると雖も實は君主の任命する官吏と異なる處なく、剩へ其議員は當該省總督巡撫が再選の上資政院に送られる者であるから、著しく民選の本質を缺くものであつた。が、孰れにもせよ、清朝の代議制度への進出には相違なかつたのである。

翌宣統二年（一九一〇年）四月一日、滿洲朝廷は上諭を以て同年八月二十日資政院議員を召集し九日一日資政院を北京に開會すべき旨を宣布した。是と前後して各種議員も夫々れ正規の手續を経て決定した。今、第一次資政院議員の出身別を觀るに（一）欽選宗室王公世爵議員十四名——全部滿洲人（二）欽選滿漢世爵議員十二名——滿五漢五蒙二（三）欽選外藩王公世爵議員十四名——蒙古青海等（四）欽選宗室覺羅議員六名——全部滿洲人（五）欽選各部院衙門官吏議員三十二名——滿八漢二十二蒙二（六）欽選碩學通儒議員十名——全部漢人（七）欽選多額納稅議員十名——全部漢人（八）各省諮議局互選議員九十八名——滿四漢九四——といふのであつた。當時國會開設の目的の一が滿漢兩族の融和に在つた事を想へば右の比率は注目に値する。かくて八月二十日、北京西城の法律學堂新講堂を議場として第一次資政院は愈々開會された。章程によつて總裁倫貝子は議長に副總裁沈家本は副議長に夫々れ就任した（當日出席議員百五十四人）。嗣で九月一日、攝政王親臨して開院式を舉行し、十二月一日を以て閉院した。其間最も問題となつた議案は國會速開と軍機大臣彈劾の上奏とに關するものである。國會速開の請願案は九月二十日王

公世爵議員をも含む全院一百六十餘名の議員一齊起立の裡に可決された。併し乍らこの決議は資政院章程の規格外に屬するものであるが故に、直接の効果を期待する事は出来難きものであつたに拘らず、遂に朝廷をして十月三日國會開設期限短縮の上諭を發するに至らしめた。即ち、之によつて國會開會の時期は宣統五年に繰上げられ、次で立憲準備事項の順序も亦次の如く修正されたのである。(1)宣統二年に内閣官制を定む。(2)同三年に之を發布して内閣を成立せしむ。(3)同四年に憲法・皇室大典・議院法・上下兩院選舉法を發布し且つ議員選舉を行ふ。(4)同五年に議員召集の詔勅を發し、議院開設を實行す。軍機大臣彈劾の上奏は、是亦資政院の越權行爲であると同時に清廷がこの種資政院の越權行爲を抑制し得ざる實情を暴露せるものであつた。該上奏の主旨は、責任内閣制の確立に至るまで軍機大臣をして資政院に對し責任を負はしめんことを請ふものであつた。此上奏のため慶親王以下軍機大臣は連署辭職を申出たので、朝廷は上諭を下して資政院を戒飭したが、資政院は上諭に反して再び彈劾案を可決し彈劾文の起草委員を擧げるに至つた。如斯は明白に資政院の越權行爲であるが故に清室は資政院章程五十三條第一項を適用して解散を命ずべきであつたが、その勇氣なく、四圍の事情はまた此舉に出づるを許さなかつた。かゝる間に十一月二十四日、上述の修正立憲籌備事項と共に内閣新官制制定に關する上諭發せられ、資政院の目的は之に依つてほゞ達せられたので、翌々二十六日資政院は彈劾案を撤回して問題は落着を告げたのである。

越えて宣統三年五月一日の上諭は資政院章程の一部改正を命じた、この改正によつて各省諮議局は督撫の違法行爲を資政院に訴ふる權利を失ひ、更に臨時會議の召集權は天子のみに留保せらるゝ事となり、資政院の權限は著しく縮少された。是等の改正が第二次資政院會議に於て議場を賑はさなかつたのは第二次會議が後述する如くより根本的な幾多の問題に忙殺された爲である。同年八月十九日(陽曆十月十日)革命の烽火は突如、武漢に揚げられた。飛報北京に傳はるや朝廷は袁世凱を起用して事態を救はしむるに決し、彼を欽差大臣征討大臣に任命した。彼は出盧に先立ち就任條件として (一) 明年國會を開く事 (二) 責任內閣制を確立する事とを擧げたと傳へられてゐる。

第二次資政院の開院は不安の情勢かくの如きものがあつた裡に九月一日(陽曆十月二十二日)禁衛兵の嚴めしき武裝のもとに行はれた。當日、攝政王は親臨せず禮親王が代理臨席したるに過ぎず、出席議員亦百三十餘名に過ぎなかつた。併し、四日の會議に於て資政院は憲法の速定・國會の速開を以て時局解決の最良策なりと認むる旨を決議し、六日には時局危迫の際人心に順ひて亂本を弭めんとするの上奏案を滿場一致を以て可決した。其内容は (一) 親貴內閣(謂ゆる皇族內閣)の排除と責任內閣の組織 (二) 憲法の速定 (三) 黨禁の解除等であつた。嗣いで十一日の秘密會にては英國の立憲制度採用に關する提議あり、各大臣亦之を容認したので、資政院は委員を擧げて憲法の大綱を起草することになつた。かの『憲法重大信條』十九條が即ち之である。此憲法信條は何等の訂正なく裁可されて公布を見たが、資政院の越權行爲が又も

や反覆された譯であつて、後に此種越權問題が資政院制の廢止へと自ら墓穴を掘るの結果を招來したのは當然と評すべきであらう。ともあれ、憲法信條に基いて同十八日資政院は總理大臣の公選を行つた。袁世凱が八十七票中七十七票の多數を獲て當選した(彼は一旦固辭して受けなかつたが同二十五日漸く就任した)。次いで同十四日資政院は國會速開の件及び議員選舉法の即時決定を決議し(十六日の上諭は之を裁可した)、同日更に革命黨を以て一政黨と認め幹部の拔擢、國軍への編入をも決議した(廿四日の上諭は之を裁可した)。

資政院が活躍するにつれてその越權に對する非難は漸く旺となつて往つた。清朝擁護派の人士中へ非難の聲が高められた。況んや革命派は、資政院は決して民意代表の機關に非ず、其決議を承認すること能はずと宣言して資政院を攻撃した。而して他の一方、議員亦出席を躊躇する者が著しく多數に上る姿であつた。しかし資政院は猶ほ同三十日の本會議(出席議員八十四名)に於て天津國事共濟會の請願に係る國民會議請願書を審議する事となつた(此國民會議は君主立憲黨の楊度と民主立憲派の汪兆銘との聯盟により創案されたものである)。此請願に關する採否は、少くとも當時の情勢に在つては君主制の存廢に係はる所であつたから、日を重ぬるも議が容易に決しない。剩へ京畿軍隊は資政院の非募債主義・非戰方針に反對して壓迫を加へ、登院者隨つて日毎に減少し、遂に十月八日清朝の存續を希望する議員は連袂して退場するといふ有様であつた。かゝる間に宣統三年十二月二十五日即ち民國元年二月十日、宣統帝退位して清朝は亡びた。資政院もまた隨つて其存在の理由を失つて了つた。

III 各省代表會議

宣統三年十月十日から民・元年二月十日宣統帝退位までの期間は、清帝國と革命軍政府との併立せる期間で、清朝の資政院と革命派の各省代表會議とは極めて短かい期間ではあつたが併立の關係にあつた。固より各省代表會議は資政院と同様、正式の意義に於ける民意代表機關と看做す事は出来ない。

宣統三年十月十日武昌に革命勃發、各省相呼應して獨立を宣言したが、各地の革命軍相互の間には軍事上にも政治的にも全く連絡を缺き、革命の進行極めて不便であつたところから、江蘇都督程德全・浙江都督湯壽潛は十一月十一日獨立各省に對し夫々代表を公舉して上海に集議することの必要を電致した。各省諮議局は各代表一人を擧ぐる事、各省都督府は各代表一人を派し上海に常駐せしむる事、江蘇教育總會を以て招待所と爲す事、二省以上の代表到會したる時は開議を即行し、續到したる者は順次議に與る事、といふのが其の主旨であつた。翌十二日、江浙兩省都督府の代表四名は各省に通電して、上海に臨時政府を組織すること並に各省は伍廷芳・溫宗堯の兩人を臨時外交代表に承認する事を懇請した。かくて獨立各省の代表陸續として上海に集り、同十五日を以て代表會第一次會議を開き名稱を『各省都督府代表聯合會』と決定した。十七日に至り湖北省都督黎元洪が武昌に臨時政府を樹立する計畫を有することを知つたので上海代表會は、上海は交通至便なるを以て代表聯合會の所在地となすべきであると

議決し、直に武昌に向つて代表の派遣を求めたが、二十日進んで武昌を民國中央軍政府の所在地と認め、二十四日代表會は自ら武昌に赴く事を決した(通信聯絡の爲上海に各省一人以上)。斯くて上海武昌の二個所に出現せんとした革命時の立法機關は幸ひ其胚胎期中に合一されたが、上海に連絡のため代表を残留せしめた事は後の禍根となつた。

從是先、十一月十五日湖北都督黎元洪は武昌に共和政府を樹立し自身假大總統に就任したが(これに會江蘇浙江福建山東安徽湖南廣西)、間もなく、革命軍武昌の守を失つたので、各省代表會議は漢口英租界の順昌洋行を會場に充て、同三十日を以て譚人鳳議長の下に第一次會議を開催した。而して先づ『臨時政府組織大綱』を制定せんとして之が起草員を選び、十二月三日直に大綱二十一個條を議決して即日之を公布した。その參議院(立法機關)に關する條項(第二章)は次の通りである。

第七條 參議院は各省都督府の派する參議員を以て之を組織す

第八條 參議院は每省三人を限とし其派遣方法は各省都督府自ら之を定む

第九條 參議院會議の時每參議員は各一票の表決權を有す

第十條 參議員の職權左の如し

一、第四條及第六條事項の議決(宣戰媾和條約締結、臨時中央審判所)

二、第五條事項の承諾(各部長の任用及び外交專使の派遣)

三、臨時政府の豫算の議決

支那國會史抄(及川)

四、臨時政府の出納の検査

五、全國統一の税法幣制及び公債發行事項の議決

六、暫行法律の議決

七、臨時大總統交議事項の議決

八、臨時大總統諮詢事項の答復

第十一、二、三、四、五條(手續條項)略

第十六條 參議院成立せざる以前暫く各省都督府代表會より其職權を代行す。但し表決權は每省一票を以て限とす。

是れ所謂る『武昌の約束』^{ウーチャンコンバクト}であつて、固より簡單に過ぎたが、參議院の權限が大に過ぎ大總統を拘束

する事甚しかつたのは、革命の成功者が懷いた共和思想の然らしめたところである。十二月上旬、南京の克復後、各省代表會議は南京に移り、同十六日を以て臨時大總統選舉會を開く事に決した。

一方、上海殘留者の越權的行動(通信聯絡の爲のみに存する管であつた代表者等は進んで大元帥・副元帥の選舉等を行つた)は少なからず臨時政府の樹立を妨

げてゐたが、十二月二十九日南京の各省代表會議は孫文を臨時大總統に選出し、同三十一日と、翌民國元年一月二日の二回に互つて臨時政府組織大綱の修正を行ひ、翌三日之に基いて黎元洪を副總統に選出した。而して同日、臨時大總統の提出せる中央行政各部の組織及び其權限案を可決し、又國務員九人の任命に同意を與へた。斯くの如く各省代表會議は、大綱第十六條の規定に基いて參議院の職權を代行し、愈々正式の臨時政府を南京に樹立せしめたが、其後各省參議員相嗣いで南京に集り、其數過半數に達し

たので、一月二十八日參議院正式に成立すると共に、此處に各省代表會議は自然消滅となつた。

IV 參 議 院〔臨時參議院〕

修正臨時政府組織大綱第八・九條の規定に基いて選派された參議員は、間もなく陸續南京に到着し、其數過半數に達したので民・元年一月二十八日その正式の成立大會を開く事となつた。元來、大綱には法定數に就き何等規定する所なかつたので、此點は全く問題とならなかつたのであるが、開會の前日に至り、未獨立省の代表に表決權を附與する理由なしと云ふ問題を生じ（從前臨時政府組織大綱宣布の際にも同問題（を起したが其時は草創の際とて有耶無耶の儘に經）、結局、直隸、奉天兩省の代表者は辭職して了つた。

臨時參議院の擧げた大なる功績は、袁世凱を大總統に選舉したこと及び中華民國臨時約法を制定したこととの二つである。曩に各省代表會によつて選舉された臨時大總統孫文は、南北妥協條件に遵つて、二月十三日辭表を參議院に致し、翌十四日には親ら參議院に臨みて、自己の後任に袁世凱を推舉するやう希望を述べ、院議亦之を諒承可決したので、十五日出席代表十七省——一省一票——は總て袁に投票したのである。次いで二十日臨時副總統黎元洪の再選が行はれたが、參議院は次に國都を南京、北京の孰れに定むべきかの問題に逢着した。孫文は其退位條件にも示した如く南京說を固執し、袁世凱は之に對して北京說を力説し、議員亦兩論に分かれ、終に一決する所無く翌三月に入つたが、同六日參議院は辦法

六ヶ條を設け、袁が北京に於て就職するを允すことに議決して了つた。此辦法に基き、十日、袁は北京に於て臨時大總統に就任、誓詞を參議院に致電した。袁の就任と共に同十一日彼の名に於て『中華民國臨時約法』五十六條が公布され(參議院に於て八日に可決したもの)、『臨時政府組織大綱』は同日限り其效力を失ふ事となつた。

約法に規定された參議院に關する章條は從前の大綱の精神を擴充したに過ぎない。その要項(第三章の全文)は左の如くである。

第十六條 中華民國の立法權は參議院を以て之を行ふ

第十七條 參議院は第十八條所定各地方選派の參議員を以て之を組織す

第十八條 參議員は各省内蒙古外蒙古西藏より各五人を選派し青海は二人を選派す 其選派方法は各地方より自ら之を定む 參議院會議の時各參議員は一票の表決權を有す

第十九條 參議院の職權左の如し

一、一切の法律案の議決

二、臨時政府の豫算決算の議決

三、全國の稅法幣制及び度衡の準則の議決

四、公債の募集及び國庫の負擔となる契約の議決

五、第三十四條(臨時大總統は文武職員を任命す但し國務員及び外交大使公使の任命は須く參議院の同意によるべし)、第三十五條

(臨時大總統は參議院の同意を経て戰を宣し和を講じ及び條約を締結するを得)、第四十條(臨時大總統は大赦特赦減刑復權を宣

告するを得但し大赦は須く参議院の同意を経べし)の事項の承諾

六、臨時政府諮詢事項の答覆

七、人民の請願の受理

八、法律及び其他事項に關する意見を政府に建議するを得

九、質問書を國務員に提出し並に其出席答覆を要求するを得

十、臨時政府に諮請して官吏の納賄違法事項を查辦する事を得

十一、参議院は臨時大總統に對し謀叛行爲ありと認めたる時總員五分の四以上の出席、出席員四分の三以上の可決を以て之を彈劾するを得

十二、参議院は國務員に對し失職或は違法ありと認めたる時總員四分の三以上の出席、出席員三分の二以上の可決を以て之を彈劾するを得

第二十條 参議院は自ら集會開會閉會を行ふを得

第二十一條 参議院の會議は須く之を公開すべし。但し國務員の要求或は出席参議員過半数の可決あらば之を祕密にするを得

第二十二條 参議院議決事項は臨時大總統に諮り公布施行す

第二十三條 臨時大總統参議院の議決事項に對し否認したる時は諮達十日内に理由を聲明し院の覆議に諮ることを得、但し参議院覆議事項に對し會に到る参議員三分の二以上にして前議を執りたる時は即ち第二十二條に照して辦理す

第二十四條 参議院議長は参議員より記名投票法を用ひて之を互選す、得票投票總數の半に滿つる者を以て當選とす

第二十五條 参議院参議員の院内に於ける言論及び表決は院外に對し責任を負はず

第二十六條 参議院参議員は現行犯及び内亂外患に關する犯罪を除くの外會期中本院の許可を得るに非ざれば逮捕するを得ず

第二十七條 参議院法は参議院より自ら之を定む

第二十八條 参議院は國會成立の日を以て解散し其職權は國會より之を行ふ

尙ほ附則に、本約法施行後十個月内を限り、臨時大總統は國會を召集すること、國會の組織及び選舉法は參議院より之を定むること(第五十三條)などが規定された。

さて臨時大總統袁世凱はこの約法公布の日を以て唐紹儀を國務總理に任命し三月卅日唐紹儀内閣成立したが、彼は間もなく參議院の北京遷移を促した。唐總理は四月一日大總統に代つて參議院に本件の議決を促す所あつたが、參議院は之に對して辦法を定め、結局北京へ移る事に決し、次いで南京留守條例七ヶ條を發布して黃興を南京留守に命じ、北京に移つた。

四月二十九日北京參議院は資政院の舊趾たる象坊橋法律學堂に開院式を舉げ、五月一日議長に吳景濂、副議長に湯化龍を夫々れ選舉し、此處に臨時大總統・内閣・參議院の制度が愈々整ふことゝなつた。

當時參議院内に於ける政情如何といふに、南京參議院時代より常に優勢であつた革命派の同盟會に對して袁世凱は北京移轉後直に御用黨の共和黨を作り上げたところから、共和黨對同盟會の白兵戰が國務員の任命、内閣組織の問題を中心として展開された。六月早くも唐内閣の瓦解を招き、二十九日陸徵祥が外交總長より總理に任せられ、參議院亦同意を與へたが、閣員の間意見の一致を缺き辭職者を出し、七月二十三日漸く新閣員に對する參議院の同意與へられ、八月二日に至つて始めて陸内閣が完全に成立することを得たるが如きは、蓋し、共和・同盟會兩黨の白兵戰が至したところである。八月二十五日に

至り同盟會から國民黨が生れたけれど、參議院に於ける兩者の白兵戦は依然として續いた。九月二十二日陸總理辭職し、參議院は政黨内閣たるべきを條件として二對六十九票を以て趙秉鈞總理に同意を與へた(閣員は陸内閣の儘)。こゝに於て趙は各閣員に對し國民黨に入黨すべきことを勧誘し、陸海軍の兩總長を除く他の閣僚は何れも國民黨に加入して、曲りなりにも形の上に於ては政黨内閣が始めて出現するに至つた。かゝる間に參議院は正式國會の組織に必要な國會組織法及び參衆兩院議員選舉法を議決し、八月十日臨時大總統の名に於て發布した。而して參議院自身は十二月二十八日を以て閉會し、翌民・二年四月八日參衆兩院の開幕式を行つて此處に自身解消して了つた。

V 第一次正式國會

臨時參議院は前記の如く自ら解消したるを以て民・二年一月十八日正式國會の召集令發布、同四月八日愈々正式國會が北京に開會を見た。先づ國會組織法及び議員選舉法の大體を掲げよう。

中華民國國會組織法

第一條 民國議會は左列の兩院を以て之を構成す

參議院 衆議院

第十條 民國議會の開會及閉會は兩院同時に之を行ふ

第十一條 民國議會の會期は四個月とす但し事情の必要により之を延長することを得

支那國會史抄(及川)

第十四條 民國憲法の未だ定まらざる以前には臨時約法に定むる所の職權は民國の議會の職權となす(以下略)

第二十條 民國憲法案の起草は兩院より各々議員内より選出せる同数の委員にて之を行ふ

第二十一條 民國憲法の議定は兩院より會合して之を行ふ

前項會合の時參議院議長を以て議長となし衆議院議長を副議長となす、兩院各々總議員三分の二以上の出席有るに非ざれば開議することを得ず、出席議員四分の三以上の同意あるに非れば議決することを得ず。

參議院議員選舉法

第一章 總則 第二章 各省 第三章 蒙古及び青海 第四章 西藏 第五章 中央學會 第六章 海外在留者

第三條 凡そ衆議院議員に選舉せらるゝの資格ありて年齢滿三十歳以上の者は選舉せられて參議院議員となることを得、海外在留選舉令の選出する參議院議員は前項の規定を除くの外漢語に通曉する者を以て限りとなす

第二十七條 蒙古及び青海選舉會は第二十五條規定の區劃によりて各該王公或は世襲を以て之を組織す(下文略)

第三十二條 西藏選舉會は第三十條規定の區劃により達賴喇嘛及び班禪喇嘛より駐藏辦事長官と會同し相當なる人員を遴選し夫々拉薩及び札什倫布に於て之を組織す

前項人員の名額は各該區より出すべき議員名額の五倍を以て率とす

第三十五條 選舉人は中央學會々員を以て之に充つ、但し被選舉人は該會々員を以て限りと爲さず

第四十條 海外在留者選舉會は海外在留者僑居の地所にて各商會を設け各選舉人一名を選出し之を組織す

前項の商會は本國政府の認可を経たるものを以て限りとなす

衆議院議員選舉法

第一編 總則 第二編 各省議員の選舉 第一章 選舉區劃及び選舉辦理人員 第二章 初選舉 第三章 複選舉 第四章 選舉變更 第五章 選舉訴訟 第六章 附則 第三編 蒙古西藏青海の選舉 第四編 附則

第四條 凡そ中華民國の國籍を有する男子滿二十一歳以上にして選舉人名簿編製以前選舉區内に居住すること滿二年以上に亘り左に列せる資格の一を具ふる者は衆議院議員を選舉するの權を有す

一、年に直接税二元以上を納むる者

二、五百元以上に値する不動産を有する者但し蒙藏青海に於ては動産に就て之を計算することを得

三、小學校以上の卒業者

四、小學校以上の卒業と相當する資格を有するもの

第五條 凡そ中華民國の國籍を有する男子にして滿二十五歳以上の者は選舉せられて衆議院議員となることを得

蒙藏青海に於て前項の資格を具有し並に漢語に通曉する者は選舉せられて衆議院議員となることを得

第十條 初選舉は縣を以て選舉區となし各々所轄地方を以て境界となす(下文略)

第十一條 覆選舉は若干の初選舉區を合せて選舉區となし其區劃は別に表を以て之を定む

却説、此國會組織法に就て特に注目される二三の點を擧げると、先づ第一に二院制が始めて採用せらるゝに至つたことである。當時、一院か二院かに就て尠からず異論があつたが、議論は結局二院制論の勝利に歸したのであつた。第二に正式憲法の起草を兩院議員より選出される委員に託し(第二^十條)、其制定權を兩院合同して構成する憲法議會に與へた(第二十^一條)ことである。此事はやがて天壇憲法の起草を必要ならしめ惹いては袁のクーデター敢行の根源をも爲す所以であつた。第三に參議院議員の當選點を投票の三分の一と定めて選舉を數次繰返さしむるの方法を採つた事は、尠くとも三分の一の投票者の信任を意味する點に於て多數當選制より勝るものと言へる。

それはさておき、前記の國會組織法並に議員選舉法に基いて直ちに國會籌備局が設立され、十二月中旬、初選を終り翌二年二月上旬を以て覆選行はれたが、其結果は共和・統一・民主の三黨全部を政府黨として計算するも猶ほ兩院の人員は二百二十三であり、反對派たる國民黨は三百九十二名を占め、絶對過半數を制する狀況であつた。國民黨は斯くて宋教仁を總理とし、自黨内閣の實現を期待してゐたところ、突如、宋教仁上海に暗殺されてしまつた(三月二十日のことである。後此暗殺に國務總理趙秉鈞の關係する事判明し南方人の激怒を買ふに至つた)。

斯くて殺氣紛々裡に、民・二年四月八日第一次國會の開院式は舉行されたのである(議場は順治門内象坊橋、舊財政學堂構内に新築)、當日の出席兩院議員數は六百八十二名、内、參議院一七九、衆議院五〇三であつた。開會劈頭、議長の選舉手續に就き紛議あり、漸く二十四日に至つて參議院は議長に張繼(國民黨)、副議長に王正廷(國民黨)、全院委員長に林森(國民黨)を挙げ、他の一方衆議院は五月一日に議長に湯化龍(民主黨)、副議長に陳國祥(共和黨)、全院委員長に張耀曾(國民黨)を挙げ、茲に兩院は完全に成立を告げた。在野國民黨は宋教仁事件並に當時成立せる善後大借款を捕へて政府に肉迫し、之に對して袁は彼一流の對策——買収・切崩・威壓政策——に出でた。五月下旬共和・統一・民主の三黨合同して進歩黨を構成し、國民黨亦少數黨の分立となつたが、是等の變革は主として袁の對策の表はれであつた。併しながら時局は日一日と險惡化し所謂第二革命は遂に六月九日李烈鈞免職事件を導火線として破裂した。しかし、無慘にも國民黨の失敗に歸し、結果は却て袁の地位を鞏固たらしめたのである。這の第二革命に際して、袁が在京反對黨議員に對して加へた壓迫は

終ひに國民黨を二分せしめ、一は急進派となつて南下、討袁軍を組織し、一は穩健派となつて北京に止まるに至つた。他の一方、與黨たる進歩黨に對しても袁は今やその信頼し難きを識つて、新たに公民黨なるものを組織せしめた。

其前後、國會の重要問題は憲法の起草と正式大總統選舉の何れを先行すべきかの問題であつた。袁は國會に對して開會以來大總統選舉を先行すべきことを主張したが、國民黨は斷乎之に應せず、法理上憲法制定を先行すべきことを主張した。而して六月三十日憲法起草委員會組織せられ、憲法先制の方針の下に起草を進めつゝあつたが、たまたま第二革命の結果國民黨の勢力失墜するや、袁は委員會に向つて憲法の一部分たる大總統選舉法を先づ起草制定すべしと威嚇した。委員會は袁の言に聽從し、十月四日國會は大總統選舉法を通過して了つた。

憲法起草委員會の制憲事業は第二革命に遇つて一時停頓したが、九月二十一日に至り張耀曾他か四名をして委員會の議決した憲法大綱十二項を根據とする憲法全文の起稿を行はしめ、憲法草案全文十一章百十三條を得たので、委員會は十月三十一日其第三讀會を終り、更に兩院に交付して最後の決定を見んとする順序にまで運んだ。然るに袁は國民黨議員が第二革命黨に關聯したりとの理由を以て十一月四日國民黨議員四百三十八名の當選證書及び議員徽章を褫奪して、憲法會議の開會を不可能ならしめた。此暴舉に對し兩院議員は七日合併談話會を開き、參衆兩院議長をして袁との間に國會維持策を協議せしめ

たが、袁の眞意が既に國會破壊にある以上纏る筈なく、十三日の談話會を最終に、參衆兩院議員の名義を以て議事一時中止の通告を發した。かくて事實上この時を以て第一次正式國會は中絶されたのである。

敬啓者本月四日の大總統令の結果兩院議員中警察廳に其證書及び徽章を押收せられし者四百三十八人に達し兩院は開會せんとするも法定の議員數を得る能はず、依て本月十五日より當分の間議事日程を中止す

王家襄 湯化龍

しかしながら袁の暴力行爲によつて存續不可能となつた國會は法理的には勿論その生命を奪はれたものではない。従つて後日國會の恢復問題が問題となつて憲政史上に現はれて來るのである。

VI 中央政治會議

國民黨の勢力を一掃したる袁は、彼の獨裁を何等の障礙も無く然も所謂の偽造輿論と呼應して順調に進めて往つた。袁は事實上國會の停止が告げられた後、旬日にして『中央政治會議組織令』並に『同組織法』を公布した(十一月二日)。右組織法によれば政治會議は次の委員を以て組織さるべきものである。

- (一) 各省代表——每省二名計四十四名
- (二) 國務總理代表——二名
- (三) 各部代表——每部一名計十名
- (四) 蒙藏代表——每族八計十六名
- (五) 總統府代表——八名 總計八十名。次に代表委員の資格は(一)年齢三十五歳以上なる事(二)政治に關し十年以上の經驗ある事
- (三)世界の大勢に明かにして品學兼優なる事。又會議の權限は下の如し。(一)民國建設に關する政治問題を議決するを以て範圍となす
- (二)行政上振興革新すべき事項に關する政府の諮詢に應じて之を議決する事を得。

されば政治會議の性質は官設諮詢機關で民意代表機關とは全く別個のものであると謂ひ得やう。その開會式は十二月十五日に行はれ、第一回會議は同二十九日に開かれた。劈頭袁が提出したる議案は一、委員席次の簽定、二、救國大計諮詢案、三、約法増修諮詢案の三つであつたが、その第二案は殘留舊國會議員を歸郷せしめ正式に國會を停止せんとするもので、之に對し翌民・三年一月九日政治會議は「現に北京に在る議員には旅費を給して歸郷せしめ追て別に國會組織法を改正せる後新國會を召集すべし」と議決した。斯くて袁總統は一月十日『廢止國會組織令』を下して舊國會を廢止して了つた。次に第三案に對しては三年一月九日の政治會議に於て「政治會議は諮詢機關にして直接約法の増修に參與する事能はず特に一の造法機關を設けて之に當らしむべし」と議決したところから、十六日造法機關諮詢案の附議となり、二十四日『約法會議組織條例』可決され、二十六日之が公布を見るに至つた。斯くて、政治會議は其使命を終り、越えて五月二十六日政治會議停止命令の發令と同時に消滅したが、其時に至る迄連續會議を開き、大總統の諮詢に應じて各種の案件を討議したのである。

VII 約法會議

前項に述べた如く約法會議組織條例は民・三年一月二十六日に其公布を見たが、主要條項は凡そ次の如くである。

第一條 約法會議は増修約法案及び約法に附屬する重要法案を議決するを以て職權とす

第二條 約法會議は左列各選舉會選出の議員を以て之を組織す

- 一、京師選舉會は四人を選出す
- 二、各省選舉會は毎省二人を選出す
- 三、蒙藏青海聯合選舉會は八人を選出す
- 四、全國商會聯合會選舉會は四人を選出す

第四條 選舉監督は中華民國國籍を有する年齢滿三十歳以上の男子にして其左列資格の一を有すと認定したる者を調査して選舉人名冊に列入す

- 一、前任或は現任高等官吏にして治術に通達したる者
- 二、曾つて舉人(郷試に及格した者)以上の出身によりて夙に閎望著はる者
- 三、高等専門以上の學校に在りて三年以上業を畢りて科學に研精せる者
- 四、萬元以上の財産を有して公益に熱心なる者

前項選舉人の調査に付き選舉監督は便宜により該選舉監督駐在地方に現在する者を以て限りとなすことを得

第十三條 當選人の資格は約法會議議員資格審査會の審査を経て合格したる後に非ざれば確定せず

則ち形より觀れば約法會議は一種の憲法制定會議たる性質を有するものであるが、其著しき制限選舉は以前の國會議員選舉が少くとも法文上に於て普通選舉に近かつたのと比較して雲泥の相違あり、此點より約法會議が民主政治の逆轉であつた事は否まれぬ。と、同時に袁の議員に對する細心の警戒を識る事も出來よう。

約法會議は三月十八日前參議院に於て開院式を舉行、出席議員四十四名、議長に孫敏筠、副議長に施愚それぐ選ばれて完全に成立した。そこで袁總統は同二十四日『約法增修案』を同院に提出した。同案は審査委員會を経て四月二十二日本會議に提出され、五月二十九日には第三讀會を通過し、五月一日大總統令を以て『中華民國增修臨時約法』として公布された。此間、議場に於ては多少論議せられる所無かつた譯ではないが、事情は單に進展すべく進展したに過ぎなかつたのである。此新しき『中華民國增修約法』(新約法といふ)は十章六十八條より成るものであるが、此處には立法機關に關する分の規定を抄記する。

第三十條 立法は人民の選舉したる議員を以て立法院を組織して之を行ふ

立法院の組織及び議員選舉の方法は約法會議に於て之を議決す

第三十一條 立法院の職權左の如し

- 一、法律を議決すること
- 二、豫算を議決すること
- 三、公債募集及び國庫の負擔に關する事項を議決又は承諾すること
- 四、大總統の諮詢事項に答ふること
- 五、人民の請願事項を受理すること
- 六、法律案を提出すること
- 七、法律及び其他の事項に關し意見を提出し大總統に建議すること
- 八、政治上に關する疑義を提出し大總統の答辯を要求すること、但し大總統に於て秘密とすべきものと認むるときは答辯せざることを得

九、大總統に謀叛の行爲あるときは議員總數五分の四以上出席し且つ出席議員四分の三以上の議決に依り彈劾の訴訟を大理院に提起すること(下文略)

第三十二條 立法院毎年召集の會期は四個月を以て限りとす(下文略)

第三十九條 行政は大總統を以てその首長となし國務卿一人を置き之を贊襄せしむ

第四十九條 參政院は大總統の諮詢に應じ重要政務を審議す

參政院の組織は約法會議に於て之を議決す

第五十九條 中華民國の憲法案は憲法起草委員會に於て之を起草す

憲法起草委員會は參政院の推舉する委員を以て之を組織す、その人員は十名を以て限りとす

第六十條 中華民國の憲法案は參政院に於て之を審定す

第六十一條 中華民國の憲法案は參政院の審定を経たる後大總統より國民會議に提出し之を決定す

國民會議の組織は約法會議に於て之を議決す

第六十四條 中華民國憲法未だ施行せられざる以前に於ては本約法の效力は憲法に同じ(下文略)

第六十七條 立法院成立せざる間は參政院代つて其職權を行ふ

第六十八條 本約法は公布の日より之を施行す、民國元年三月十一日公布の臨時約法は本約法施行の日より之を廢止す

之に據れば新約法の特徴は國會の二院制を棄てて立法院なる一院制を採用せる事、日本の樞密院と近似する參政院なる大總統の諮詢機關を設けた事等に在る。蓋し當時袁の意圖は中央集權制の確立と操縦に便なる一院制の設立に在つたものと看做されるのである。(然るに此一院制の立法部は遂に實現を見ずして終つた。)されば新約法に於ける立法部の地位は著しく低下し、大總統は立法院議決の法律案を拒否する權をすら與へられたのである

つて、舊約法の規定に比較すれば全く主客顛倒の姿となつた。又立法院成立以前は參政院が其職權を代行する事と定められたが、此參政院は後段述ぶる如く民・三年六月二十九日より五年六月二十九日まで滿二年間民國唯一の立法機關として衰の傀儡となつたものであつて、而も大總統簡任の參政を以て組織する參政院が民選立法院の職權を代行するといふことは明に暴舉と評するの他はない。(尙、此新約法制定の廢止せられ之に代る政事堂組織令が五月四日公布され、五月八日には大總統教令により陸海軍大元帥統率の辦事處組織せられ、更に地方制を改め新たに省道縣の三級制を採り軍民分治を制度上實行するに至つた。)

嗣いで約法會議は參政院組織法(次項參照)を議決通過し(民國三年五月二十四日公布)、立法機關は愈々約法會議より這の代行參政院に移つて往つた。しかし他の一方に於て約法會議も依然として存續し、立法院組織法並に議員選舉法を始め國民會議組織法等の重要法案が何れも此會議に於て議定された。尤も立法院組織法は三年七月四日提案十月十九日に議決、十月二十八日に公布を見たにも拘らず、遂に實行せらるゝに至らずして止み、又、國民會議組織法も四年二月二十六日提案、同日委員附託、三月十三日に公布されたが、之亦開催せられなかつた。

VIII 立法院の職權を代行せる參政院

民・三年五月二十四日公布の組織法による參政院は、翌々二十六日院長黎元洪副院長汪大燮及び參政七十名の任命を見、六月二十日舊參議院に於て院長以下參政四十四名列席の下にその開院式を舉行した。

參政院組織法の重要條項を摘録せば。

第一條 參政院は大總統の諮詢に應じ重要な政務を審議す、其職權は本法の規定に依り之を行ふ

第三條 左記の各款に關しては大總統は參政院に諮詢して其意見を徵求するを得

一、條約締結に關する事件

二、行政官署設置に關する事件

三、財政整理に關する事件

四、教育振興に關する事件

五、實業擴充に關する事件

六、其他大總統の特に提交せんとする事件

第五條 參政院に院長一人を設け大總統より特任し副院長一人を設け大總統參政中より特任す

第七條 參政院には參政五十人乃至七十人を設け左記資格の一を具備する者に就き大總統より之を簡任す

一、國家に勳勞ある者

二、法律政治の専門學識ある者

三、行政に經驗ある者

四、碩學通儒にして經世の著述ある者

五、實業の學識經歷に富む者

——といふのであつて、明白に諮詢機關であるが、新約法第六十七條の規定に依つて立法院の職權を代行することになつたのである。而して這の參政院は六月三十日其第一回會議を開いたのを手始めとし

同年中に二十數回の會議を開き、かの約法會議と共に袁世凱の忠實なる立法機關としての役目を果した。之を國會が黨争を事として殆んど何等の建設的事業をも仕遂げなかつた事實に較べれば、參政院は假令それが民選的機構に於て缺くる所あつたとは曰へ、正に立法機關としての權能を能く發揮したのであつた。而も其活動が建設的であればある程袁總統の成功であり、且つ帝制運動への階梯を踏むものでもあつた。民・三年下半年に於ける其主なる議決案件を列記すれば、

連令懲罰法案、糾彈法案、官吏犯職治罪例請求追認案、民國三年內國公債條例請求追認案、增修大總統選舉法建議案、典當業法案、狩獵法案、商會法案、審計法案、會計法案、嗎啡治罪條例追認案、山東問題に關する質問書、懲治盜匪條例追認案、山林法案、出版法案、導揚中華民國立國精神建議案、日本海軍留學生拘留に關する建議案、證券交易所法案、印花稅法修正案、復辟問題に關する建議案

等であつた。就中增修大總統選舉法建議案は

一、現大總統は次期大總統候補者三名を選ぶ、二、選舉會は右三名中より大總統を選ぶ、選舉會は參政院參政互選五十名、立法院議員互選五十名を以て組織す、三、參政三分の二以上の同意を得て現大總統は連任するを得

と云ふのであつた。右案は八月十八日參政院常會に提案されたものであるが、參政院は之を約法會議に轉交して増修せしむる事に一決したので、次で約法會議の審査議決を経て、十二月二十四日公布されたのである。此修正によつて大總統の選舉は、國會が組織する大總統選舉會の手から此新しき別個の選舉會に移された譯である。

超えて民・四年に入り、所謂る日支交渉問題が起ると、參政院から反對氣勢が揚らなかつたので、反袁派は、參政院は非驢非馬、民意機關と認むべからず殊に今日は總統制施行中にして元首國家を代表し國民に對して責任を負ふものなるが故に袁は須らく外交失敗の責を負ふべし、と論じ、袁總統並に參政院を非難するに至つたが、其間、袁の帝制運動は既に其鋒芒を現はし、八月十五日楊度等は籌安會を組織し、九月一日には參政院召集開會せられて帝制運動の中心は終に此處に移るに至つた。同六日袁總統は政事堂左丞楊士琦を參政院談話會に派し、國體變更の問題に關し『近頃見る、各省公民紛々として代行立法院に向ひて國體を改革せんことを請願す××××國民の請願は要するに國基を鞏固にし國勢を振興するに外ならず、若し多數國民の公意を徵求せば自ら必ず妥善の上法あらん××××貴代行立法院參議院諸子の深く注意せん事を請ふ』といふ聲明を爲さしめた。一方、參政院は梁士詒・施愚・王家襄・陳國祥等九人を擧げて審査員とし、當時各方面より參政院に提出された國體變更請願書を審査せしめたところ、審査員は政府に對し國民會議(憲法制定の爲に約法により規定せられたもの)開會期繰上げを請ふの建議案を提出することに一決し、同時に、第一、二回の請願書八十三通をも政府に送達した。然るに梁士詒を中心とする全國請願聯合會は國民會議の開催を俟たずして別に民意徵求の機關を新設し、以て國體變更問題を解決せんことを參政院に請願したので、參政院は審議を重ねた結果、十月六日國民代表大會組織法なるものを可決通過した(同八日法律特號を以て公布)。而して國民代表の選舉は十月下旬より行はれ十一月中旬終了、次で十一月二十六日

より十二月七日に亙り、國民代表は、各地に於て國體の投票を行つたが、その完了後之を參政院に移牒した。參政院は十二月十一日を以て之を審査し、總投票一千九百九十三票の中、一票の反對もなく君主立憲を主張賛成せりと報告して袁氏が民意に隨つて帝位に上る可きことを勸進した。然るに袁總統は帝位就任を固辭したので同日參政院は重ねて第二回の勸進表を呈上し、遂に翌十二日袁氏は帝位受諾の命令を發したのである。袁は内外の猛烈な反對があつたにも拘らず、民・五年を以て洪憲元年と改元したが、形勢の極めて不利なるを識り、洪憲元年(民・五年)、一月二十一日帝制延期を各國公使に通じ、二月二十八日の申令を以て立法院の急速召集を宣布するに至つた。從來立法院の成立に極めて冷淡なる態度を執り來つた袁も茲に已む無く態度を一變し、同年五月一日を以て立法院議員の召集期とした。次で三月二十二日の申令は帝制の撤銷を宣し、四月二十一日には政府組織令公布されて翌二十二日第一次段内閣成立し、責任内閣制への逆轉を現はした。此間、袁は反對派との妥協の成立に努めつゝ、あつたが六月五日突如死去し、翌六日には新約法第二十九條の規定に基き黎副總統が大總統の職權を代行する事となつた。代行大總統黎元洪は直ちに南方側との交渉を開いたが、南方側は舊約法恢復、舊國會召集、段内閣改造、帝制派懲罰を主張して止まず、爲に黎代行總統は各方面の意嚮を徴したる上、六月二十九日七通の申令を以て舊約法の恢復、舊國會の召集等を聲明し、次で立法院(遂に未成)參政院等も裁撤されて了つた。

IX 第一次恢復舊國會

民・五年六月二十九日黎代行總統の發した申令に基き、民・三年一月十日以來停止されて居た國會は再び五年八月一日より繼續開會を見る順序となつた。舊國會の恢復に就ては當時殆んど異論のない處であつたが、議員の資格に就ては議論の餘地が十分に存してゐた。即ち右の申令は單に八月一日より國會の繼續開會を命じたものであるが、若し國會の機能中止中議員任期の經過あるものとして計算すれば、參議院議員の三分の二を除いては總て任期を終つたものと見ねばならぬからである。しかも申令は臨時約法第五十三條により國會を續行召集す云々と云ふも、元來、同條は大總統の國會召集權を約法施行後の十個月間に限つたものであつて、此場合に適應せしむるには餘りにも無理であつた。従て北京に恢復國會の開かれる以前に國會議員が自ら上海に集合して國會を上海に移轉すべしと主張したのは首肯さるべきであつたかも知れない(此一團は其後讓歩して北)。兎も角、黎は國會の機能停止期間を單に中斷と解釋して續行を宣布したのであつた。

嗣で南北の妥協は曲りなりにも進捗し、七月十四日南方の軍務院廢止され、唐繼堯以下の名に於て『今や約法國會次第に恢復せられ大總統國法によりて任を繼げるは獨立各省最初の宣言と適々符會せり、國務員の任命未だ國會の承認を経ざるも國會閉會中元首先づ之を任命して以て追認を待つは必ずしも約法

の禁せざる所なり』との旨が聲明され、かくて不徹底の儘に袁の帝制に反對して起つた第三革命は終りを告げて了つた。

民・五年八月一日舊國會は舊議員を以て北京に第二次國會開院式を舉行した。出席議員五百十九名、王家襄開會の辭を述べ、黎總統頌詞朗讀、大總統の宣誓式が舉行された。是より二週間休會、十六日再會、趙世鈺は參議院の彭允彝は衆議院の全院委員長に擧げられた。同二十一日黎總統は段祺瑞を國務總理となす追認案を衆議院に提出、七對四百十七票の多數決を以て可決、同二十三日參議院亦六對百八十七票を以て之を可決し、次で九月一日閣員の追認案亦即時可決を見た。猶、第一次國會のクーデター以來、消滅の儘となつてゐた憲法會議も再び開會される運びとなり九月五日其第一回會議を衆議院に開催したが、三十日突如として孫洪伊一派より副總統選舉案が國會に提出されて問題は紛糾するに至つた。則、本案の提出は、孫一派が馮國璋を推さんとする意圖から出たものであるところから、反對派たる研究系は憲法審議未了の際、副總統問題を提出する理由なしとして之に反對した。しかし最も激烈なる黨争の後、結局は妥協に終り、十月三十日衆議院に於て副總統選舉會開かれ、第一回選舉は法定數を得るに至らず、第二回に及び總投票七百三十四票中五百二十八票を以て馮國璋は副總統に當選した。

次に國會は重要問題、對獨斷交の問題に逢着した。當時獨逸の潛水艇政策に對し支那も決意すべしと云ふ慫慂が米國より寄せられたので、北京政府は熟議の結果、愈々民・六年二月九日對獨抗議書を發し、

翌十日之を國會に發表してその承認を求めたところ、參衆兩院は何等の反對なく簡單に同意を與へた。獨逸は勿論之に對して何等回答する所がない、支那政府としては、當然國交斷絶を宣言せざるを得ない立場に置かれること、なつた。然るに國內に於ては反政府黨たる國民黨を中心に參戰反對の氣勢頗る濃厚で、國民黨は獨逸側戰勝の可能を信じて、段總理が聯合國側に好意を寄することに反對し、黎總統亦反對情勢を押切るの決意乏しく、遂に府院の衝突を惹き起すに至つた。兎も角、三月十日段總理は下院に對獨斷交に關する彼の報告を齎らすや朝野兩派の贊否激烈を極め、結局、外交不信任案の提出となつたが、投票の結果は八十七對三百三十一票を以て信任に決した。一方、上院に於ても同日は贊否兩論喧しく遂に議を決するに至らなかつたが、翌十一日に及び三十七對百五十八票の多數にて對獨斷交案は是認された。當時段總理の抱いた見解は、約法に按照するに宣戰布告の場合に於ては國會の同意を求めざるべからざるも今次の國交斷絶は宣戰布告と同じからず嚴格に解釋すれば之を國會に諮るの必要なきも政府は民意を尊重して特に之を報告するものである——といふのであつた。が幾許もならずして對獨宣戰の問題が起つて來た。段總理は先づ督軍團の對宣戰態度を緩和せんため軍事會議を開催して成功したが五月二日の國務會議は外交團との間に交渉中であつた參戰條件の解決を後廻しとして對獨宣戰に決し、黎總統亦國會の贊同を條件として承認すべき事を約束した。翌三日には政府が四日には督軍團が夫々國會議員を招待して懷柔に努めたが所期の目的は未だ達せられなかつた。かゝる情勢であつたから段總理

も愈々決意するところあり、五月七日宣戰案諮文を國會に提出した。下院は之に對し翌八日緊急動議によつて宣戰案の討議を行つたところ、結局、全院委員會に附議することとなり、十日に該委員會が開會された。然るに主戰論を持する請願團は國會を包圍して反對派議員に暴行威迫を加へ、遂に全院委員會をして有耶無耶裡に散會せしめて了つた。十八日政府は第三回目の宣戰案を下院に附議したところ、下院は出席議員四百四名中、二百二十九名の多數を以て宣戰案の討論を内閣改造の後に行ふべしと議決した。此事は即ち段内閣が不信任決議を受けたと同様の次第であつたのである。於此乎、軍事會議以來段總理擁護に努めて來た督軍團は猛然と國會解散の運動に着手し、十九日夜には大總統及び國務院に宛て憲法の修改（大總統の衆議院解散權に參議院の同意を必要とせざるよう改正すること）並に國會の解散を乞ふ呈文を送つた。之に對して黎總統は反對の態度を持し、段總理を罷免して外交總長伍廷芳に國務總理の職權を代行せしめた。かくて督軍團・國會・總統府の三者三ツ巴の論争を生じ、結局、六月二日政府側は張勳にその調停を依頼するに至つた。張は同七日（一）黎總統の地位保全（二）國會の解散・新選舉の舉行（三）責任内閣制の實行（四）省議會の解散（五）總統左右の肅清（六）新たに憲法會議を組織すること（七）政治犯人の特赦——の諸項を要求條件として黎總統に送附したが、中にも國會解散に對しては四十八時間以内の解答を要求したのであつた。情勢此處に至り、國會議員の辭職する者は日に續出し、六月二日の會議を最後として國會は爾後開會するを得ざるに至つた。而して黎總統も亦已むを得ず國會解散令を起草し、伍代理總理に其

副署を求めたが拒絶され、十一日李經羲に副署を求めたところ、同じく拒絶されたので、最後に伍廷芳の代理總理を免じ、警備司令江朝宗を代理總理に任命して之に副署せしめ、十二日漸く解散令を發することが出来たやうな始末であつた。

國會解散後、張勳は直ちに入京して時局收拾に當つて居たが、七月一日に至り、突如、清室の復辟行はれた。夫が段の反對により立所に失敗に歸したことは世人の知る通りである。而して十四日には段内閣成立(是より先、同七日を以て馮副總統、黎總統に代つて大總統の職權を執る事となつた)し、國會の解散までを惹起した對獨宣戰は、八月十四日馮總統の裁可を経て公式に宣布された。

斯くて時局稍々安靜するや、國會を如何にすべきかの問題が復もや擡頭して來た。段總理及び段派督軍の意圖は舊國會の徹底的排撃にあつたため、問題は容易に解決すべくも見えなかつた。

Ⅹ 廣東國會

從是先、第一次恢復國會が對獨參戰問題によつて事實上の解散を蒙つたとき、國會議員の一半は直に南方廣東に難を避けたが、此等の廣東南下議員は國會開會の法定數を缺いた儘非常時の必要に應ずるものとして所謂の廣東國會を組織し、八月二十五日自ら正式國會の嫡流と稱し集まる者六十餘名を以て第一回の非常時會議を開いた。之、南方護法主張の根據を爲す國會であるが其顛末は此處には述べぬ。兎

も角も、正式國會の解散後一年にして民・七年夏廣東國會は法定數に達しないため、廣東に南下せざる議員全部を除名し、部分的選舉を行ひ、或は其他の方法によつて不足を補ひ、八月上旬に至り兩院漸く法定數を得て、同八日ひと先づ正式に開會することが出來た。併し此議員補充の故に廣東國會は舊國會と同一に非ずと云ふ證據を北方に許す事となつたのである。

XI 新參議院〔過渡的の臨時參議院〕

國會の解散、張勳の復辟等の後を受けて時局を拾收しなければならなかつた段總理は、舊國會の召集には絶對に反對であつたところから、六年七月二十四日、各省及び各特別行政區域長官に宛て、舊約法に依據して參議員を選派し、以て臨時參議院を組織すべき旨を命じた。詮り國會解散後の臨時議政機關たらしめやうといふのである。併し、當時は未だ北京の政局定まらず、其ため、段總理の該命令は實行されなかつたが、馮國璋北上して大總統の職責を代行するに及び九月二十九日再び各省及各特別行政區域に參議員を選舉して（舊約法に依り）一ヶ月以内に北京に送るべきことを命じた。こゝに於て、各省及各特別區域は各々五名の參議員を中央に選派するに至つたが、其選派の方法は、中央政府より參議員の名單を作りて之を各省に電知し、各省長官より再び中央に電致するといふのであつて、選員の權を中央に保留し派員の權を地方に與ふると云ふ形式であつた。

ともあれ、十一月十一日大總統親臨して臨時參議院北京に開院され、出席議員は百四名(南方廣東廣西各省は派遣せず)、議長に王揖唐副議長に邢彥圖當選した。此臨時參議院の任務は直接には國會組織法並に議員選舉法の改正に存し、間接には憲法の改正に在つたのである。

國會組織法及び參衆兩院議員選舉法の改正法案は十二月十八日臨時參議院に提出された。二院制を採用して上院を特種勢力の代表、下院を一般國民の代表機關とするものであつた。即ち參議院に就ては現行法の地方代表制を棄て特種代表とし、其區分を(甲)學術代表 (乙)事益代表 (丙)勛績代表(勳功ある者を謂ふ) (丁)滿蒙回世爵互選議員 (戊)高等行政司法官選舉會選出議員 (己)華僑代表等となし、又現行法の任期分次改送規定を改めて三年一期とした。他方衆議院に就ては現行法を改めて京兆・熱河・綏遠・察哈爾・川邊の特別行政區域よりも代表を出し、議員の總數を減じて現行法の十分の四即ち三百五十三人とした。又、兩院共通の規定に就ては官吏の被選舉權を廢し官吏は議員を兼ねるを得ざるものとし、兩院專行の職權中より官吏查辦請求の一款は此を留めて憲法の起草及び議定の兩條を除いたのであつた。臨時參議院は勿論反對派たる國民黨議員を有しなかつたので、此改正案は逐條審議の後成案を得て國務院へ轉交された。この前後、南方に對する主戰派と主和派との兩派相對立して北京政權には紛糾の兆があつたが、馮總統は湖南の反亂に際して南巡歸京の後、終に南方討伐令を發するに至つた。これ民・七年一月三十一日の出來事である。

民・七年二月十七日總統令を以て『修正國會組織法』及び『修正兩院議員選舉法』公布され、別に蒙古四部西藏第二屬衆議院議員選舉施行法も行はれる事となつた。茲には修正國會組織法の要點のみを載録する。

第二條 參議院は左列の各議員を以て之を組織す

一、地方選舉會より選出の者百三十八名

二、中央選舉會より選出の者三十名

第四條 各地方の選出する衆議員の定員は人口の多寡に依り之を定む（下文略）議員の合計三百九十九名

第五條 蒙古西藏青海の選出する衆議院議員の定數左の如し、蒙古一九、西藏七、青海二。

第十一條 民國議會の會期は四ヶ月とす、但し事情の必要に依り之を延長するを得

前項延長期間は多くとも三個月を超ゆるを得ず

第十四條 民國憲法未定以前は臨時約法所定の參議院の職權を民國議會の職權となす。但し左列の事項は兩院各之を專行するを得

(一)建議 (二)質問 (三)官吏納賄違法查辨の要求 (四)政府諮詢の答覆 (五)人民請願の受理 (六)議員逮捕の許可 (七)院内法規の制定

猶ほ修正選舉法の中、參議院議員選舉法は總則、地方選舉會、中央選舉會の三章五十條より成り、衆議院議員選舉法は總則と各省及各特別行政區議員との二編に分れ、更に第二編を三章に分けたものであつた。而して地方選舉令選出の參議院議員及び衆議院議員は凡て覆選制により、中央選舉會選出の參議院議員は互選制により、夫々選出される様規定されてゐた。

此臨時參議院は七年八月十二日後段述ぶる修正國會の開會と共に解散を宣した。

XII 修正國會〔新國會〕

民・七年二月十七日公布の修正國會法及び同選舉法に據り、西南五省と戰亂其他の事故により選舉を行ひ得ざる湖北・湖南・陝西三省とを除き、同年四・五月の交より新たに選舉を行ひ以て『修正國會を八月に召集する』旨の命令が七月十二日附を以て發せられた。該大總統令の一節に曰ふ『民國成立して今茲に七年、變紛乘じて邦基未だ固からず、以て憲典虚しく懸り率循よるなく庶政理を俟ち治邦幾んど難きを致せり、本大總統時に段憂に切に力めて修舉を圖る現在國會議員既に法に依りて選出するを經たり、自ら應に期を克して齊集し以て法令を修明し宏綱を締構し共に時難を濟ふて永く國本を維がんことを期す……』と。愈々民國憲政上慶賀すべき秋臻れるかの感があつた。八月十二日開會、出席議員參議院百六名(總員百六十八)、衆議院二百五十八名(總員百六)、而も是等議員は殆んど安福俱樂部に屬する者であつた。同二十日王揖唐衆議院議長に劉恩格・同副議長に同二十一日梁士詒・朱啓鈴參議院の正副議長に何れも選ばれ、此處に新國會は完全に成立を告げたのである。

當時國會問題と併行した重要問題は、大總統選舉の夫れであつた。抑も袁世凱が第一回正式大總統に選ばれてから五年、民・七年十月九日を以て代行大總統馮國璋の任期は終了する譯である。故に馮は修正

國會開會の翌日を以て辭職を宣布し、九月四日上下兩院のジョイント・セッションより成る大總統選舉會は四百三十六票中四百二十五票を以て徐世昌を大總統に選舉し(副總統選舉は九月五日十月九、十、六日の三回共法定數を缺き流會)、十月十日その就任式が舉行された。南方派が以て非法總統となすものである。

當時南方は岑春煊により略ぼ統一を得、北方にては徐總統切りに和平解決を説いた所から、終に八年二月二十日より上海に南北の和平會議が開催される運びとなつた。米人ウイロービーの南北調停意見は、北京・廣東兩國會議員中より同數の議員を上海に派し臨時聯合會議を組織し新憲法を制定し以て北京に正式國會を召集すべし、との條項があつた。却説、上海和平會議は例により論争を事とする者の集合に過ぎず、結局、何等の成果をも擧げる事は出来なかつたが、當時該會に於て論議された國會問題對策には次のやうな各様の意見が在つたのである。即ち (一)新國會維持説——安福系の主張 (二)舊國會維持説——南方急進派の主張 (三)制憲機關創設説 (四)新舊國會混成説 (五)現存南北兩國會を解散し舊國會組織法に據り正式國會を召集すべしとする説 (六)天壇憲法を承認し之を北方國會より公布せしめんとする説 (七)六年六月の國會即ち第二次國會恢復説 (八)憲法會議恢復説等であつた。若し和平會議にして獲る所あつたとすれば國會問題の凡ゆる筋途を示し得た點であらう。而して會議は五月十日南方の提出したる最後の要求條件を北方側が默殺したため、收拾し難き狀況に陥り、終に八月中旬有耶無耶の儘に幕を閉じて了つた。

從是先、六月十二日徐總統は巴里會議の失敗と上海和平會議が停頓したことにより辭意を國會に表明したが、十三日には錢能訓總理も辭職し龔心湛代理總理となり、十二月三日には國會の同意を得て靳雲鵬內閣成立して龔內閣に代り、翌九年五月九日靳總理辭職して薩鎮冰代理總理となるなど目まぐるしき內閣更迭の裡に七月中旬、安直戰爭は遂に火蓋を切つたのである。開戦後數日にして段派潰滅し、八月十一日には更生の靳雲鵬代理內閣が成立し、修正國會は事實上に於て解消して了つた。

國會の始末に就き戰勝將軍吳佩孚は既に八月一日國民大會を開催して問題を解決すべしとの意見を公けにしたが、此計畫が約法に違反するのと政治革命の存在なき當時の情勢に於て此説を容るゝ者尠く、爲に彼の計畫は實現を見ずして終つた。而して徐總統は民・元年八月公布の『國會組織法』に依り新に選舉を行ふべしとの命令を九年十月三十日附を以て發したので、此處に安直戰爭以來安福系議員遁走して法定數を缺いてゐた修正國會は名實共に解消したのである。

XIII 第二次恢復舊國會

徐總統が選舉を命じたる前述の國會は、俗に『新々國會』と呼ばれるものであるが、南北統一の絶望、張・吳の抗爭(第一次奉直戰爭)、財政の窮乏等の諸因彼此相俟つて、容易に之が召集の運びとならなかつたが、十年三月の奉直戰爭に就て張作霖が失脚したことは、唯一の且つ最も大なる支持者を失つたこととなり、

随つて、新々國會は未成のまゝ、葬られて了つた。

奉直戰の勝利者吳佩孚は張作霖を關外に逐ふや、後徐總統に辭職を迫り、十一年六月二日徐世昌退位して、黎元洪大總統に就任し(六月十五日)、梁士詒亦總理を辭し顏惠慶之に代つた。一方、國會問題に關し吳は六年六月解散の舊國會恢復を主張してゐたが、傍ら張紹會に意を含めて舊國會議員を勧誘せしめる所があつた。當時舊國會議員は北京天津上海廣東等に散在し且つ廣東非常國會に参加した一派が孫文を大總統に推して(十年四月七日)以來南北派兩議員の感情は最早全然融和の餘地無きに至つて居た。従つて北方派議員は吳の意思を知ると同時に之に贊意を表し、王家襄・吳景濂以下の議員は天津に第一期國會繼續開會籌備處を設け六月二十四日には此旨の通電を各省に發した。而して廣東派が之を否認した事は謂ふ迄も無い。其後王・吳等の計畫は進捗を見せ、八月一日には議員四百餘名を集め得て舊國會開會の運びとなり、王議長は參議院に於て、吳議長は衆議院に於て夫々開會の挨拶を爲し、國會は應さに制憲問題を取扱ふべきであるとの旨をも陳述した。かやうにして、所謂舊國會は二度目の復活を見た譯であるが、民・九年十月三十日より十一年八月一日に至るまで國會に類する機關が北方に存在しなかつた事實は考慮に値する問題である。

却説この恢復國會は、約法に於て國會に與へられたる國會の條約同意權を無視せりと云ふ理由に據り、衆議院は十一年十一月一日、參議院は翌十二年一月十九日孰れも『日支條約無效宣布案』を可決し、衆

議院は更に十二年一月十七日『旅順大連回收建議案』を通過した。詮り、五四運動以來民・四年度の日支條約(條約廿一ヶ)並に旅順大連の回收問題等は青年支那の間に頻に論議され、利權回收の氣運旺に動き始めたので、國會も亦之等の問題に對し其態度を決しなければならなかつたためである。かゝる間に政局は一變して奉直戰後の直隸派には曹錕・吳佩孚の兩派が互に相對立することゝなつた。その爲、内閣は王寵惠、張紹曾と轉々し、曹錕亦黎總統を驅逐して彼に代らんとする野望を現はして來た。されば十二年五月には張内閣不信任案が國會に提出され、超えて六月六日張内閣は總辭職を行つたが、權謀と策略とは後繼内閣の成立を妨げ、内務總長高凌霨等の總理代行の聲明によつて法統は纔かに繼がれると云ふ有様であつた。同十四日黎總統は天津停車場に於て拘禁され、政情益々不安に赴き、多數の國會議員も黎に同情して續々北京を去り、上海に南下せるもの二百名に達し、國會移轉を宣言するに至つた。従つて十一年暮以來、草案起草のまゝであつた憲法會議は法定數を缺き流會に次ぐに流會を以てする狀況であつた。

しかし、曹錕派は議員の買収、議員任期の延長を謀るなど凡ゆる手段を構じて退去議員の呼戻しに努力したところから、九月下旬以來、國會開會の期待漸く有望となつて來た。而して十月五日には大總統選舉會を開くことが出來て遂に曹錕は大總統に當選したのである。這の選舉は出席議員數に於ても得票數に於ても大總統選舉法の規定に反する所少しもなく、隨つて合法的と認むべきであるが、贈賄によつたものである點に大なる非難をもつものである。

大總統を選出したる國會は、次いで憲法制定の事業にも成功した。即ち、十一年度の憲法草案を中心として憲法會議を繰返し開いた結果、該草案は十月八日の憲法會議第三讀會を通過し、十月十日、双十節の佳辰を期して曹錕の大總統就任式を舉行すると同時に、『中華民國憲法』となつて正式の公布を見た。曰ふまでもなく此憲法に對しては是否の論があるのであつて殊に反直隸派は之を否認する態度に出たものである。が、兎も角民國以來始めての正式憲法として生れたものである點は重視すべきであつて、其實效を擧げ得るに至らずして止んだ事は支那の不幸とするところであらう。本憲法に就き茲には單に國會に關する主なる諸點を指摘するにとゞめる。

(一) 約法が認めなかつた衆議院の解散權を、國務員の不信任決議を受けた時に限り參議院の同意あるを條件として大總統に許したこと (二) 衆議院の官吏任命同意權の範圍を國務總理に限り、他の國務員に及ばぬこと、し、以て從來屢々繰返された内閣難産の緩和を圖つたこと (三) 總統制を捨て、内閣制を採つたこと (四) 國會の行政部監督權を十二分に保持したこと (五) 從來屢々問題となつた議員任期終了の時期を明かにしたこと。

曹錕憲法發布後十二年十月三十日曹總統が孫寶琦總理任命案を國會に提出し、翌十三年一月九日國會之に同意を與へ、十二日孫内閣成立したと云ふ事實は、此憲法が活用された場合に屬する僅少な例の一である。もしかすると、唯一の例であらう。

民・十三年七月第二次奉直戰爭起つて終に段祺瑞出馬して臨時執政政府を組織したが、當時彼の意思は在北京反賄選派代表の質問に答へた所に盡されて居る。即ち『現在の時局正に革命なれば約法憲法共に滅び國會亦解散するに決せり』と云ふに在つた。従つて段の入京後十一月二十五日(十三年)曹錕選舉に無關係の議員百五十名が國會非常會議の開會を申請したるに對し段が何等答へる所なかつたことも、十一月三十日段が賄賂議員逮捕令を發布したことも、共に彼の立場、意嚮を想ふ時首肯出来る次第である。民・十六年六月張作霖は段臨時執政政府に代つて軍政府を北京に組織したが、翌十七年六月には關外に逃れ、此處に民・十四年七月を以て廣東に成立した國民政府の北伐成功して天下は國民黨專制のもとに統合されて、北方政權は雲散し、辛亥革命に根據をもつ國會の如きは全く顧みられなくなつて了つた。

國民政府時代に這入つてからの支那は所謂『以黨治國』、即ち國民黨獨占的政治組織であつて、立法機關であり、且つ代議機關である國會に相當するものは存在しない。國民政府の一院にして他の四院と共に所謂『五院』を形成するところの、かの立法院なるものは、あらゆる法律案、豫算案、大赦案、宣戰案、媾和案、條約案、其他重要な國際案件を議決する機關ではあるが、國民政府に隸屬する一機關に過ぎずして、四十九名乃至九十九名の委員は、國民政府の任命に係り、國民の代議士^{レプレゼンタチフ}ではない

(中華民國政府組織法第六章立法院に關する條)。
文並に立法院組織法全文によつて明白である。

又國民黨全國代表大會(會約して全大)なるものは、中國國民黨總章(十三年一月廿八日廣東の第一次全國代表大會を通過し其後修正せらる)の第二十
七條及び訓政綱領(十七年十月三日、中央執行委員會常務會之を議決し、十の第一に明なる如く、國民黨治下の支那
に於て『國民を指導して政權を行使する』最高の一組織であつて、既に今日までに四回之を開き(第一次
十三年一月、第二次大會は十五年一月、第三次大會は十
八年三月、第四次大會は二十年十一月に各々開かれた)

一國の政治の方針、政治機關の組織等に就いて、國民黨に
屬する國民の意思を國民政府に反映し來つたことは事實であるが、猶、北京政府時代の國會の如き立法
機關ではないのである。されば、國會を以て『立法機關であり且つ國民意思を代表する議政機關である』
と解釋すれば、今日の支那に於ては此種の國會の職分フアインクシヨンは、明に全國代表大會と國民政府立法院との間
に分割されてゐると曰ふてよいであらう。

附記。這の一文は國會史に就ての詳細な研究ではない。たゞ支那に關する多數の著述中、國會の過去二十年に至る歴史を系統的に
敘述したのが殆ど皆無であると想はれたので、畏友間崎君の委囑によつて茲に寄稿した次第である。もし出來ることであれば、
雜誌「外交時報」大正十二年三月號所載松本鎗吉氏の論文『支那の國會に就て』と、雜誌「法學研究」(慶應義塾)所載の拙稿
『支那憲法史抄』とを併せ一讀して戴きたい。尙、參考文獻に就ては直接筆者に照會を乞ふ。